# 日本勞働總同盟 大阪聯合會々則

## 第一章 總則

第一條 本會を日本勞働總同盟大阪聯合會と稱す、

第二條 本會は大阪地方の日本勞働同盟及關西勞働同盟會に加盟する勞働組合を以て組織す、

第三條 本聯合會に加盟せんとする組合は、規則書及支部數、組合員數を明記し委員會に提出し承認を得るべし、

## 第二章 目的及事業

第四條 本會は日本勞働總同盟の主義綱領の貫徹を期すると共に加入組合の統一を圖るを以て目的とす、

第五條 本會は前條の目的を達する爲左の事業を行ふ、

一、講演、二、出版、三、職業紹介 四、共濟扶助、
五、法律相談、六、勞働條件調査及標準維持、七、勞働爭議調査、
八、其他會員の福利增進に必要なる事業

## 第三章 機關、役員

第六條 本會の機關を分ちて左の二種とす

一、大會、二、委員會、

(一) 大會は本會役員、並に加盟組合選出代表者（組合員百名に付一名割合）を以て組織し毎年一回以上聯合會長之れを召集し本會の重要事項を協議す、大會の議長は會長之に任じ議事は出席議員の過半數を以て決す、否可同數なる時は議長之れを採決す、但し委員會に於いて必要と認めたる時は臨時大會を召集する事を得

(二) 委員會は會長、會計、及委員を以て組織し會長之れを召集し大會の決議事項を執行す、但し緊急必要と認めたる事項ある時は大會の決議を俟たずして執行し大會に於いて事後承認を得るものとす、

委員會一切の行爲に關しては委員連帶を以て其責に任ず、

第七條 本會に左の役員を置く、

一、會長 一名、二、委員 若干名、三、會計 一名、
四、會計檢査役 二名、

一、會長は大會に於いて選擧し本會を統理す、
二、委員は組合員一千名以下の組合より二名、一千名以上の組合は三名を選出し本會の事務を執行するものとす、
三、會計及會計檢査役は委員の互選とし會計は本會會計事務を掌るものとす、會計檢査役は本會會計及加盟組合の會計帳簿を隨時に監督審査するものとす、